

市町村

住まいに関する支援制度担当課長 各位

群馬県住宅供給公社

理事長 眞庭 宣幸

## 住まい及び空き家に関する支援制度の調査について（依頼）

平素は、群馬県住宅供給公社の業務にご協力いただきありがとうございます。

当公社では、群馬県との業務委託による住宅関連情報の提供業務の一環として、県内各市町村における住まい及び、空き家に関する支援制度について、ホームページ上で掲載しているところです。

つきましては、令和 7 年度の情報にホームページを更新するため、下記の要領にて、令和 7 年 5 月 30 日（金）までに情報をお寄せ下さいますようお願いいたします。なお、依頼内容に関してご不明な点等ございましたら、お手数ですが下記事務担当者までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

### 記

1. 調査対象 群馬県内の全市町村
2. 調査内容 各自治体における住まい及び空き家に関する支援制度  
(該当事業例)
  - 空き家に関する支援制度●空き家に関する相談会等の開催
  - 住宅の新築に関する融資（勤労者住宅資金等）
  - リフォーム資金（高齢者住宅改造費助成事業、  
重度身体障害者(児)住宅改造費助成制度等）
  - 合併処理浄化槽設置費 ●太陽光発電設備設置費
  - 生ゴミ処理機設置費 ●生垣設置費 ●耐震診断費・改修費 ●住宅家賃
  - 転居費 ●その他（省エネルギー機器設置費補助制度など）※令和 6 年度の調査結果については、ホームページよりご確認ください。

### 2. 提出方法

ホームページより調査票（雛型）をダウンロードして、調査票を 2枚（1 ファイルに 2 つのタブがあります）作成の上、4. 提出先メールアドレス宛てに送信してください。データは、エクセル形式のまま送って下さいますようお願いいたします。

なお、チラシ等ございましたら、別途、提出先の住所宛てに郵送して下さいますようご協力をお願いいたします。

※調査票のダウンロード

群馬県住宅供給公社ホームページ内 『ぐんま住まいの相談センター』 → ぐんま住まいの相談センターとは？ → ● 住まい及び、空き家に関する支援制度の調査について（依頼） → ● 調査票のダウンロード をご確認ください。

※調査票は 1 ファイル（2 タブ） にまとめられています。

3. 提出期限 掲載の都合上、令和7年5月30日（金）必着でお願いします。  
（期限を過ぎても、掲載いたしますので提出をお願いします）

4. 提出先 メールアドレス center@gunma-jkk.or.jp

〒371-0025 前橋市紅雲町1丁目7番12号  
群馬県住宅供給公社 ぐんま住まいの相談センター  
担当 浅見、中西  
TEL. 027 - 224 - 1881（音声ガイダンス2番）  
e-mail. center@gunma-jkk.or.jp  
ホームページ <https://www.gunma-jkk.or.jp/>

5. その他

- ① ご希望により、昨年度のご報告いただいた内容をエクセル書式でお配りすることが可能です。希望される場合には、担当までご連絡ください。
- ② 今年度より、1つのファイルに2つタブで管理されています。